第２回川口市男女共同参画推進委員会

平成２９年３月３０日（木）１０時００分
川口市議会第３委員会室

次　　　第

１　開　会

２　諮　問

３　議　事
（１）諮問事項について
（２）報告事項
　ア　平成２８年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について
（３）その他

４　閉　会

配布資料一覧

資料№１　川口市男女共同参画推進委員会委員名簿　……………………………　1
資料№２　男女共同参画に関する市民意識調査の概要について　…………　3
資料№３　第２次川口市男女共同参画推進指標結果　……………………………　5
資料№４　平成２８年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況　………　7

別添資料１　平成２８年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書
別添資料２　平成２８年度男女共同参画に関する市民意識調査ダイジェスト版

資料No.1

川口市男女共同参画推進委員会委員名簿

第３期委員　任期：平成２８年７月１日から平成３０年６月３０日まで

平成29年3月30日現在

区分	氏　　名	所　属　団　体　等
市民	小　林　　祐　子	公募市民
	佐々木　　義　博	公募市民
市内民間団体	◎菊　地　　美代子	川口の男女共同参画を考える会副代表
	西　浦　　浩　美	川口市民生委員・児童委員協議会 中央地区民生委員・児童委員協議会会長
	高　野　　善　夫	埼玉県南部地区郵便局長会理事 川口青木五郵便局長
教育	○高　橋　　利　昌	川口市立領家中学校長
知識経験者	杉　本　　佳　代	川口市議会議員
	榊　原　　秀　忠	川口市議会議員
	芦　田　　芳　枝	川口市議会議員
	嶋　野　　歩　美	株式会社ＵＳＥＮ
	島　袋　　洋　子	埼玉県川口保健所副所長
学識	平　澤　　恵　理	順天堂大学教授 大学院医学研究科／男女共同参画推進室運営委員

凡例　◎：委員長　　　○：副委員長

資料No.２

男女共同参画に関する市民意識調査の概要について

１　目的

市民の男女共同参画に関する意識や実態を調査することにより、課題を把握し、第２次川口市男女共同参画計画の改訂及び今後の男女共同参画施策の推進における基礎資料とするため実施した。

２　調査期間

平成２８年１１月２日（金）から１１月２２日（火）まで

３　調査対象等

①調査対象：川口市在住の満20歳以上の男女

②標　本　数：4,000人

③抽出方法：住民基本台帳から無作為に抽出

④調査方法：郵送配布－郵送回収法

４　調査内容

（１）男女の平等について

（２）男女平等教育について

（３）家庭生活について

（４）ワーク・ライフ・バランスについて

（５）就労について

（６）社会活動への参加について

（７）男女間の暴力について

（８）防災について

（９）男女共同参画の推進について

５　回収結果

①標　本　数：4,000人（男性：2,000人　女性：2,000人）

②有効回収数：1,433人（男性：　535人　女性：　819人）

③有効回収率：　35.8%（男性：　26.8%　女性：　41.0%）

第２次川口市男女共同参画計画　推進指標の結果

該当課題	推進指標	計画当初値、現状値（平成２３年度）	目標値	担当課又は調査名
基本目標Ⅰ 課題１	性別による固定的な役割分担に同感しない人の割合	（平成 23 年度） 45．5% （平成 28 年度） 53．0%	（平成 28 年度） 60%以上	市民意識調査
基本目標Ⅰ 課題２	家庭生活、学校教育、職場、地域活動における男女平等意識の割合	（平成 23 年度） （平成 28 年度） ≪家庭生活≫ 30．2% 29．9% ≪学校教育≫ 67．6% 70．5% ≪職場≫ 18．1% 17．3% ≪地域活動≫ 42．1% 39．3%	（平成 28 年度） 34．6% 76．4% 22．9% 51．7%	市民意識調査
基本目標Ⅰ 課題３	「男女共同参画社会」という用語の周知度	（平成 23 年度） 未調査 （平成 28 年度） 58．5%	（平成 28 年度） 70%	市民意識調査
基本目標Ⅱ 課題１	①各種審議会・委員会への女性の登用率 ②学校職員（幼・小・中）における女性管理職の割合	（平成 23，28 年度） 23．5%，26．5% （平成２３，２７年度） 23．5%，19．3%	（平成 32 年度） 30%以上 （平成 28 年度） 21．1%	協働推進課 学務課
基本目標Ⅱ 課題２	①「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度 ②男女共同参画セミナーのキャリ友セミナー参加者の満足度	（平成 23 年度） 39．2% （平成 28 年度） 50．1% （平成２３，２７年度） 84．5%，100%	（平成 28 年度） 57% （平成 28 年度） 90%	市民意識調査 かわぐち市民パートナーステ （H28 度：協働推進課）
基本目標Ⅱ 課題３	30代の女性の就業率（30～39歳）	（平成 22 年度） 59．4%	（平成 27 年度） 62．1%	国勢調査

該当課題	推進指標	計画当初値，現状値 （平成２３年度）	目標値	担当課又は調査名
基本目標Ⅱ 課題４	市男性職員の育児参加休暇取得率	（平成２３，２７年度） １７％，２０％	（平成33 年度） ３０％	職員課
基本目標Ⅱ 課題５	①「ユニバーサルデザイン」についての認知度 ②老人クラブにおける加入者の男女の割合が、どちらかの性に偏ることが無いこと	（平成 23 年度） 未調査 （平成 28 年度） ５４．８％ （平成２３，２６年度） 男性３６．６％，３６．５％ 女性６３．４％，６３．５％	（平成 28 年度） ８０％ （平成 33 年度） 男女比を５０％に近づける。	市民意識調査 長寿支援課 注釈：65 歳以上の割合 H23 男 45.4%女 54.6% H26 男 45.4%女 54.6%
基本目標Ⅱ 課題６	女性の防災リーダーの認定者数	（平成２３年度） ６９５人 （過去５年間の認定者） 平成 27 年度１６４８人	（平成２８年度） ７６５人 （今後５年間の認定者）	防災課
基本目標Ⅱ 課題７	パートナー間（夫婦・恋人）において、以下の行為がどのような場合であっても暴力にあたると認識する人の割合	（平成 23 年度） （平成 28 年度） ≪平手で打つ、こぶしで殴る≫ ７２．６％ ８２．０％ ≪足で蹴る≫ ８０．０％ ８５．２％ ≪「誰のおかげで生活できるのだ」「役立たず」などと言う≫ ６７．７％ ７３．９％	（平成 33 年度） １００％ １００％ １００％	市民意識調査
基本目標Ⅱ 課題８	①川口市立医療センターにおける女性外来の受診者数 ②保健センターにおける女性向けの健康教室の受講者数	（平成２３，２６年度） ４２人，　７人 （平成２３，２６年度） 27 人，９９人	（平成 28 年度） １５人 （平成 28 年度） １３０人	医療センター 保健センター
基本目標Ⅱ 課題９	「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	（平成 23 年度） 未調査 （平成 28 年度） ３４．４％	（平成 28 年度） ５０％以上	市民意識調査

資料No. 4

平成28年度　行政委員会・附属機関等の女性登用状況

（基準日：原則として平成28年10月1日現在）

	審議会			委　員			公募委員			
	審議会数	女性委員のいる審議会	女性のいる審議会比率	委員数	女性委員数	女性委員比率	公募のある審議会数	公募の比率	委員数	公募委員比率
行政委員会（地方自治法第180条の5）	6	3	50.0%	44	5	11.4%	0	0.0%	0	0.0%
（28.4.1）	(6)	(3)	(50.0%)	(44)	(5)	(11.4%)	(0)	(0%)	(0)	(0%)
附属機関等（地方自治法第202条の3）	88	79	89.8%	1,389	375	27.0%	23	26.1%	43	3.1%
（28.4.1）	(87)	(78)	(89.7%)	(1397)	(379)	(27.1%)	(23)	(26.4%)	(43)	(3.1%)
計	94	82	87.2%	1,433	380	26.5%	23	24.5%	43	3.0%
（前年度）	(93)	(81)	(87.1%)	(1441)	(384)	(26.6%)	(23)	(24.7%)	(43)	(3.0%)

【28年度調査・特記事項】

○　女性委員のいない（女性委員ゼロ）審議会　（12）　　※ 前年度との比較（12→12）

・行政委員会（3）：
選挙管理委員会、監査委員、農業委員会

・附属機関等（9）：
公務災害補償等審査会、情報公開・個人情報保護等審査会、公有財産管理委員会、商工資金審査会
建築審査会、土地区画整理審議会（芝東第6・石神西立野・安行藤八・里）

○　新設した審議会　（2）
保育施設等事故検証委員会、戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会

○　終了した審議会　（1）
総合計画審議会

○　女性登用率について　（ 94の行政委員会・附属機関等 ）

※ 平均 26.5%

・ 30%以上の審議会数　39

・ 20%以上30%未満の審議会数　26

・ 10%以上20%未満の審議会数　13

防災会議、交通安全対策協議会、労政協議会、景観形成委員会、土地区画整理審議会（芝東第4・新郷東部第2）、公民館運営審議会（上青木・芝南・朝日・根岸・朝日東・南鳩ヶ谷）、文化財保護審議会

・ 10%未満の審議会数　16

選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公務災害補償等審査会、情報公開・個人情報保護等審査会
国民保護協議会、公有財産管理委員会、商工資金審査会、建築審査会、
土地区画整理審議会（芝東第3・第5・第6・石神西立野・安行藤八・里）、新郷公民館運営審議会

○　公募委員について　（ 93の行政委員会・附属機関等 ）

・ 公募を行っている審議会の比率　24.5%　（23/94）

・ 公募委員の比率　3.0%　（43/1,433）

・ 公募委員の女性比率　44.2%　（男女比　21：22）

○ 行政委員会（地方自治法第180条の5）

（原則として、平成28年10月1日現在）

No.	担当課	新設	名　　称	委員数 人	うち 女性委員数 人	女性委員 比率 %	根 拠 法 ・ 条 例
1	教育総務課		教育委員会	5	2	40.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
2	選挙管理委員会		選挙管理委員会	4	0	0.0	地方自治法
3	総務課		公平委員会	3	1	33.3	地方公務員法
4	監査委員事務局		監査委員	4	0	0.0	地方自治法
5	農業委員会事務局		農業委員会	25	0	0.0	農業委員会等に関する法律
6	税制課		固定資産評価審査委員会	3	2	66.7	地方自治法第180条の5、地方税法第423条～436条
				44	5	11.4	

○附属機関等　（地方自治法第138条の4、第202条の3 ）

法律又は条例により設置されているもの。　（原則として、平成28年10月1日現在）

No.	部局	担当課	新設	名　　称	委員数 人	うち女性委員数 人	女性委員比率 %	公募	委員 人	女性 人	比率 %	根 拠 法 ・ 条 例
1	企画財政部	企画経営課		自治基本条例運用推進委員会	14	4	28.6	○	4	2	50	自治基本条例
2	総務部	総務課		同和対策審議会	12	4	33.3	○	1	0	0	同和対策審議会条例
3	総務部	職員課		公務災害補償等認定委員会	5	1	20.0	×			―	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
4	総務部	職員課		公務災害補償等審査会	3	0	0.0	×			―	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
5	総務部	行政管理課		情報公開･個人情報保護運営審議会	12	5	41.7	○	2	1	50	情報公開･個人情報保護運営審議会条例
6	総務部	行政管理課		情報公開･個人情報保護等審査会	3	0	0.0	×			―	情報公開･個人情報保護等審査会条例
7	危機管理部	防災課		防災会議	64	8	12.5	×			―	災害対策基本法、防災会議条例
8	危機管理部	防犯対策室		国民保護協議会	57	3	5.3	×			―	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護協議会条例
9	理財部	管財課		公有財産管理委員会	10	0	0.0	×			―	地方自治法、公有財産管理委員会条例
10	市民生活部	協働推進課		協働推進委員会	15	5	33.3	○	5	2	40	協働推進条例
11	市民生活部	協働推進課		男女共同参画推進委員会	12	8	66.7	○	2	1	50	男女共同参画推進条例
12	市民生活部	交通安全対策課		交通安全対策協議会	15	2	13.3	×			―	交通安全対策協議会条例
13	福祉部	福祉総務課		民生委員推薦会	14	3	21.4	×			―	民生委員法
14	福祉部	福祉総務課		社会福祉保健審議会	15	8	53.3	○	2	1	50	社会福祉法、社会福祉保健審議会条例
15	福祉部	介護保険課		介護認定審査会	120	51	42.5	×			―	介護保険条例第3条
16	福祉部	介護保険課		介護保険運営協議会	15	8	53.3	○	1	1	100	介護保険運営協議会条例
17	福祉部	障害福祉課		介護給付費等の支給に関する審査会	20	8	40.0	×			―	障害者総合支援法第15条、介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例
18	こども部	子ども総務課		子ども･子育て会議	15	5	33.3	○	2	0	0	子ども･子育て支援法
19	こども部	子ども総務課	○	保育施設等事故検証委員会	5	1	20.0	×			―	保育施設等事故検証委員会設置条例
20	こども部	青少年対策室		青少年問題協議会	15	4	26.7	○	2	1	50	地方青少年問題協議会法、青少年問題協議会条例
21	健康増進部	保健衛生課		健康･生きがいづくり推進協議会	17	8	47.1	○	2	2	100	健康･生きがいづくり推進協議会条例
22	健康増進部	国民健康保険課		国民健康保険運営協議会	15	5	33.3	○	0	0	0	国民健康保険法、国民健康保険条例
23	環境部	環境総務課		環境審議会	15	4	26.7	○	2	0	0	環境審議会条例
24	環境部	廃棄物対策課		廃棄物対策審議会	15	6	40.0	○	2	1	50	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
25	環境部	環境施設課	○	戸塚環境センター施設整備基本構想･基本計画審議会	15	4	26.7	○	2	2	100	戸塚環境センター施設整備基本構想･基本計画審議会条例
26	経済部	経済総務課		商工行政審議会	15	3	20.0	×			―	商工行政審議会条例
27	経済部	経済総務課		商工資金審査会	10	0	0.0	×			―	商工資金審査会条例
28	経済部	労政課		労政協議会	15	2	13.3	×			―	労政協議会条例
29	経済部	農政課		農政審議会	15	3	20.0	×			―	農政審議会条例
30	都市計画部	計画管理課		住居表示審議会	15	4	26.7	○	1	1	100	住居表示審議会設置条例
31	都市計画部	都市計画課		都市計画審議会	15	3	20.0	○	2	0	0	都市計画法、都市計画審議会条例
32	都市計画部	都市計画課		景観形成委員会	6	1	16.7	×			―	景観形成委員会条例
33	都市計画部	都市計画課		バリアフリー基本構想推進協議会	13	5	38.5	○	2	0	0	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱
34	都市計画部	開発審査課		開発審査会	5	1	20.0	×			―	都市計画法、開発審査会条例
35	都市計画部	建築安全課		建築審査会	5	0	0.0	×			―	建築基準法、建築審査会条例
36	都市計画部	みどり課		緑化対策委員会	15	5	33.3	○	2	1	50	緑化対策委員会条例
37	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第3土地区画整理審議会	15	1	6.7	×			―	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第3土地区画整理事業施行規程
38	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第4土地区画整理審議会	14	2	14.3	×			―	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行規程
39	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第5土地区画整理審議会	13	1	7.7	×			―	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程
40	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第6土地区画整理審議会	10	0	0.0	×			―	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第6土地区画整理事業施行規程
41	都市整備部	東部土地区画整理事務所		新郷東部第2土地区画整理審議会	20	2	10.0	×			―	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業施行規
42	都市整備部	北部土地区画整理事務所		石神西立野特定土地区画整理審議会	15	0	0.0	×			―	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施
43	都市整備部	北部土地区画整理事務所		安行藤八特定土地区画整理審議会	13	0	0.0	×			―	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行
44	都市整備部	里土地区画整理事務所		里土地区画整理審議会	15	0	0.0	×			―	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業里土地区画整理事業施行規程
45	水道部	水道総務課		上下水道事業運営審議会	15	5	33.3	○	2	1	50	上下水道事業運営審議会設置条例

No.	部局	担当課	新設	名称	委員数	女性委員数	女性委員比率	公募	委員			根拠法・条例
46	生涯学習部	生涯学習課		社会教育委員	14	4	28.6	×			ー	社会教育法、社会教育委員設置条例
47	生涯学習部	生涯学習課		青少年婦人教育施設運営審議会	15	11	73.3	×			ー	青少年婦人教育施設運営審議会条例
48	生涯学習部	生涯学習課		中央ふれあい館運営審議会	15	4	26.7	×			ー	中央ふれあい館運営審議会条例
49	生涯学習部	生涯学習課		南平公民館運営審議会	15	4	26.7	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
50	生涯学習部	生涯学習課		新郷公民館運営審議会	14	1	7.1	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
51	生涯学習部	生涯学習課		神根公民館運営審議会	15	3	20.0	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
52	生涯学習部	生涯学習課		西公民館運営審議会	14	3	21.4	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
53	生涯学習部	生涯学習課		芝公民館運営審議会	15	5	33.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
54	生涯学習部	生涯学習課		前川公民館運営審議会	15	4	26.7	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
55	生涯学習部	生涯学習課		安行公民館運営審議会	15	5	33.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
56	生涯学習部	生涯学習課		西川口公民館運営審議会	14	7	50.0	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
57	生涯学習部	生涯学習課		青木公民館運営審議会	15	5	33.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
58	生涯学習部	生涯学習課		栄町公民館運営審議会	15	5	33.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
59	生涯学習部	生涯学習課		上青木公民館運営審議会	15	2	13.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
60	生涯学習部	生涯学習課		並木公民館運営審議会	14	4	28.6	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
61	生涯学習部	生涯学習課		戸塚公民館運営審議会	15	4	26.7	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
62	生涯学習部	生涯学習課		芝南公民館運営審議会	15	2	13.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
63	生涯学習部	生涯学習課		朝日公民館運営審議会	14	2	14.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
64	生涯学習部	生涯学習課		根岸公民館運営審議会	15	2	13.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
65	生涯学習部	生涯学習課		領家公民館運営審議会	13	3	23.1	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
66	生涯学習部	生涯学習課		芝西公民館運営審議会	14	4	28.6	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
67	生涯学習部	生涯学習課		芝北公民館運営審議会	15	6	40.0	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
68	生涯学習部	生涯学習課		芝富士公民館運営審議会	12	4	33.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
69	生涯学習部	生涯学習課		神根西公民館運営審議会	15	5	33.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
70	生涯学習部	生涯学習課		新郷南公民館運営審議会	14	3	21.4	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
71	生涯学習部	生涯学習課		前川南公民館運営審議会	15	7	46.7	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
72	生涯学習部	生涯学習課		朝日東公民館運営審議会	15	2	13.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
73	生涯学習部	生涯学習課		神根東公民館運営審議会	15	5	33.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
74	生涯学習部	生涯学習課		芝園公民館運営審議会	13	4	30.8	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
75	生涯学習部	生涯学習課		横曽根公民館運営審議会	15	4	26.7	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
76	生涯学習部	生涯学習課		安行東公民館運営審議会	15	3	20.0	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
77	生涯学習部	生涯学習課		青木東公民館運営審議会	15	7	46.7	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
78	生涯学習部	生涯学習課		戸塚西公民館運営審議会	14	5	35.7	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
79	生涯学習部	生涯学習課		鳩ケ谷公民館運営審議会	15	5	33.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
80	生涯学習部	生涯学習課		南鳩ケ谷公民館運営審議会	15	2	13.3	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
81	生涯学習部	生涯学習課		里公民館運営審議会	15	6	40.0	×			ー	社会教育法、公民館運営審議会条例
82	生涯学習部	文化推進室		アートギャラリー運営審議会	7	3	42.9	×			ー	アートギャラリー運営審議会条例
83	生涯学習部	文化財課		文化財保護審議会	10	1	10.0	×			ー	文化財保護法、文化財保護条例
84	生涯学習部	中央図書館		図書館・映像・情報ﾒﾃﾞｨｱｾﾝﾀｰ運営審議会	14	7	50.0	○	1	0	0	図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会条例
85	生涯学習部	科学館		科学館運営審議会	12	3	25.0	○	1	0	0	科学館運営審議会条例
86	生涯学習部	スポーツ課		スポーツ推進審議会	15	5	33.3	○	2	1	50	スポーツ基本法、スポーツ推進審議会条例
87	学校教育部	指導課		障害児就学支援委員会	15	6	40.0	×			ー	障害児就学支援委員会条例
88	学校教育部	学校保健課		学校給食運営審議会	15	5	33.3	○	1	1	100	学校給食法、学校給食運営審議会条例
				計　（広域の審議会を除く）	1,389	375	27.0		43	19	44	

88 ↑ 委員会数　79 ↑ 女性委員のいる委員会数　23 ↑ 公募のある委員会数　43 ↑ 公募委員数

（参考）平成27年度中に終了したもの。

No.	部局	担当課	新設	名　　称	委員数 人	女性委員数 人	女性委員比率 %	公募	委員			根拠法・条例
	企画財政部	企画経営課		総合計画審議会	20	6	30.0	○	2	2	100	総合計画策定条例

（参考）常設ではない附属機関等

		秘書課		名誉市民審議会				×				名誉市民条例
	総務部	職員課		特別職報酬等審議会				×				特別職報酬等審議会条例
	学校教育部	指導課		いじめ問題調査委員会				×				いじめ問題調査委員会条例
	消防局	消防総務課		消防賞じゅつ金審査委員会				×				消防賞じゅつ金条例

行政委員会・附属機関等の女性登用状況の推移（～H28）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年4月	平成28年10月	H32 目標値
行政委員会のうち女性のいる審議会の比率	66.7%	33.3%	50.0%	50.0%	50.0%	66.7%	50.0%	83.3%	83.3%	66.7%	66.7%	50.0%	50.0%	
附属機関のうち女性のいる審議会の比率	84.6%	82.9%	83.7%	84.4%	93.3%	93.5%	88.9%	93.8%	93.6%	88.4%	88.6%	89.7%	89.8%	
女性委員のいる審議会の比率（計）	**82.2%**	**76.6%**	**79.6%**	**80.4%**	**88.2%**	**90.4%**	**84.3%**	**92.6%**	**92.5%**	**87.0%**	**87.2%**	**87.1%**	**87.2%**	
女性委員のいない審議会の比率	17.8%	23.4%	20.4%	19.6%	11.8%	9.6%	15.7%	7.4%	7.5%	13.0%	12.8%	12.9%	12.8%	
行政委員会の女性登用率	11.4%	4.4%	6.7%	8.9%	8.9%	11.1%	6.8%	10.6%	12.8%	10.6%	11.1%	11.4%	11.4%	
附属機関等の女性登用率	23.2%	23.7%	22.4%	23.2%	23.9%	24.5%	24.1%	24.2%	24.1%	24.7%	26.3%	27.1%	27.0%	
女性登用率（計）	**22.7%**	**23.0%**	**21.9%**	**22.7%**	**23.4%**	**24.1%**	**23.5%**	**23.7%**	**23.7%**	**24.2%**	**25.8%**	**26.6%**	**26.5%**	**30%以上**

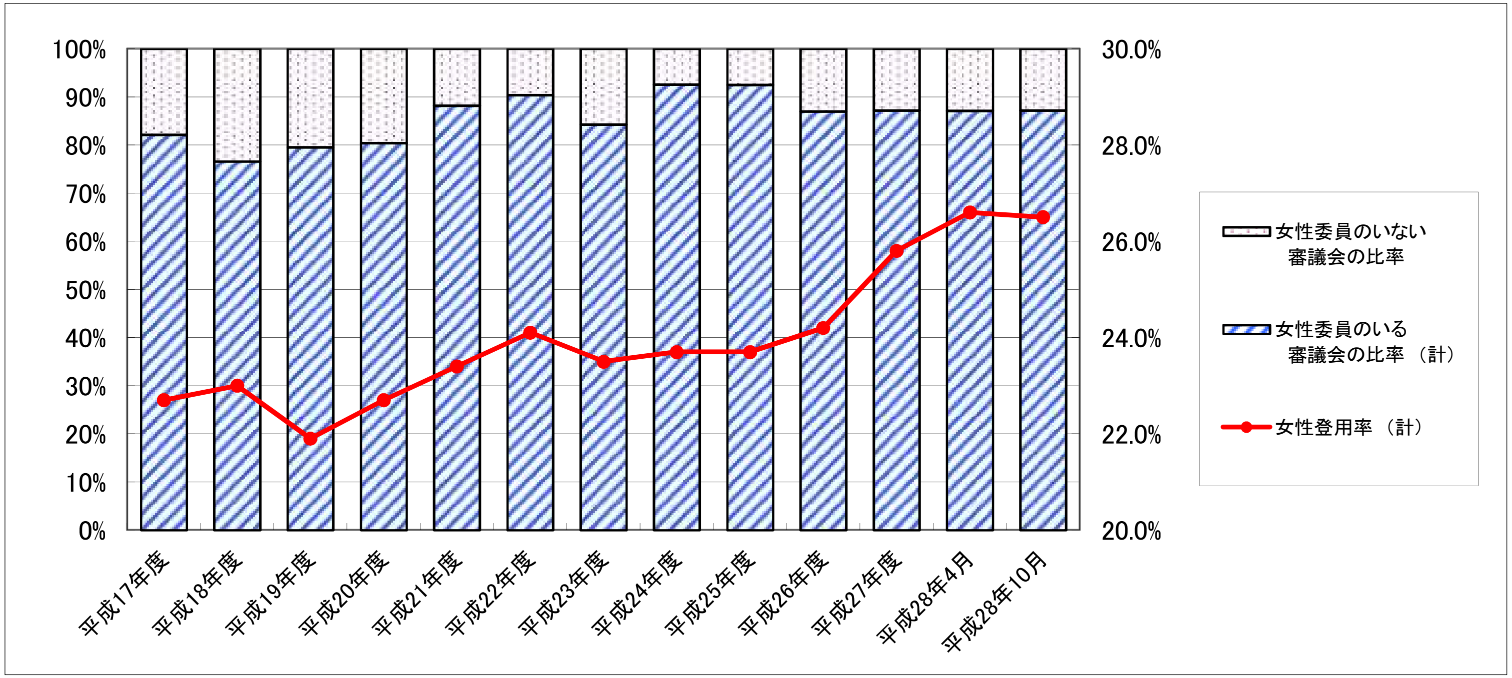

女性登用率１０％未満の審議会状況（１６）

（基準日：平成２８年度１０月１日現在）

名　　称	委員数	うち女性委員数	女性委員比率	根拠法 理由 委員任期
選挙管理委員会	4	0	0.0	地方自治法 地方自治法１８２条の規定により、議会の選挙において委員を選出するが、選出された委員に女性がいないため。 平成 28 年 3 月 30 日～平成 32 年 2 月 29 日
監査委員	4	0	0.0	地方自治法 (識見委員)適任者がいなかったため (議選委員)議会から選出されることから男女は問わない。 議選委員の任期は、地方自治法上議員の任期となっているが、例年１年または２年で交代
農業委員会	２５	0	0.0	農業委員等に関する法律 選挙による委員１９人、選任による６人（うち農業団体推薦３人、議会推薦３人）で構成されるが、農業の経営者クラスに女性が不足しているため。 平成 26 年 7 月 20 日～平成 29 年 7 月 19 日
公務災害補償等審査会	3	0	0.0	川口市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 学識経験を有する者（医師、弁護士等）に女性の割合が少ないため。 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
情報公開・個人情報保護等審査会	3	0	0.0	川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例 知識経験者で構成しており、また審査請求の諮問案件が継続的なケースとなることが多いことから、新規の委員の委嘱は難しいため。 平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

国民保護協議会	５４	3	５.３	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 川口市国民保護協議会条例 当該協議会については「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第４０条第４項及び「地方自治法第百八十条の三」に基づき当該組織を構成しているため、結果的に女性の人数が少ない事が挙げられる。 平成 28 年 7 月 31 日～平成 30 年 7 月 30 日
公有財産管理委員会	１０	0	０.０	地方自治法 川口市公有財産管理委員会条例 半数を占める部長職に女性がいないため。 審議内容に関する知識・経験を有する女性専門家が少ないため。 平成 28 年 6 月 27 日～平成 30 年 6 月 26 日
商工資金審査会	１０	0	０.０	川口市商工資金審査会条例 知識経験者 4 人以内、産業関係者 2 人以内、金融機関の役職者 4 人以内の構成であり、知識経験者及び産業関係者については各団体に推薦をいただいているが、適任者がいないため。金融機関の役職者については、女性が各金融機関の審査部長等の職に就いていないため。 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 4 月 1 日
建築審査会	５	0	０.０	建築基準法 川口市建築審査会条例 当審査会の委員は、法律、建築、経済、都市計画、公衆衛生に関しすぐれた経験と知識を有している者を選任することとなっているが、各分野において女性の占める割合が低いため人選が困難である。 平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日
芝東第３土地区画整理審議会	１５	1	６.７	土地区画整理法第５６条 川口都市計画事業芝東第 3 土地区画整理事業施行規程 土地所有者及び借地権者に女性の割合が少ない上、立候補者に女性がいないため。 平成 28 年 6 月 3 日～平成 33 年 6 月 2 日

芝東第５土地区画整理審議会	１３	１	７.７	土地区画整理法第５６条 川口都市計画事業芝東第５土地区画整理事業施行規程 土地所有者及び借地権者に女性の割合が少ない上、立候補者に女性がいないため。 平成 26 年 9 月 5 日～平成 31 年 9 月 4 日
芝東第６土地区画整理審議会	１０	０	０.０	土地区画整理法第５６条 川口都市計画事業芝東第６土地区画整理事業施行規程 土地所有者及び借地権者に女性の割合が少ない上、立候補者に女性がいないため。 平成 28 年 3 月 12 日～平成 33 年 3 月 11 日
石神西立野特定土地区画整理審議会	１５	０	０.０	土地区画整理法第５６条 川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程 学識経験者を除く審議会委員（12 名）は、川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程第１２条により立候補制を取っており、女性からの立候補が無かったため。 平成 27 年 3 月 24 日～平成 32 年 3 月 23 日
安行藤八特定土地区画整理審議会	１３	０	０.０	土地区画整理法第５６条 川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程 学識経験者を除く審議会委員（12 名）は、川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程第１２条により立候補制を取っており、女性からの立候補が無かったため。 平成 24 年 10 月 3 日～平成 29 年 10 月 2 日
里土地区画整理審議会	１５	０	０.０	土地区画整理法第５６条 川口都市計画事業里土地区画整理事業施行規程 女性の被選挙権者（土地所有者及び借地権者）が少なく、立候補者がいないため。 平成 28 年 2 月 1 日～平成 33 年 1 月 31 日

新郷公民館運営審議会	１４	1	７.１	社会教育法 川口市公民館運営審議会条例 委員の構成上。社会教育関係団体の内訳に町会長及び各関係団体代表者の割合が多く、女性がその職についていないため。 平成 28 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日